

地方公共団体におけるテレワークの導入推進



総務省

令和2年12月18日

公務員部

女性活躍・人材活用推進室

地方公共団体におけるテレワーク取組状況 (令和2年3月26日時点)

地方公共団体におけるテレワーク導入状況

※知事・市長部局を対象とした令和2年3月26日現在の数値(実施予定を含む。)
 ※括弧は令和元年10月1日時点のアンケート調査による数値

導入済み
都道府県・
政令市
86.6%

	導入 (上段:団体数 下段:割合)	未導入 (上段:団体数 下段:割合)	うち検討中	うち以前は実施、 現在は実施せず	うち導入予定 なし・未定
都道府県(47)	44(42) 93.6%	3(5) 6.4%	2(3)		1
政令指定都市(20)	14(14) 70.0%	6(6) 30.0%	5(3)		1
市区町村(1,721)	51(31) 3.0%	1,670(1,690) 97.0%	139(69)	1	1,530

導入団体

1. 実施対象部門の限定

全ての部門	一部の部門
83.5%	16.5%

対象部門の例

- ・総務部局の職員(新潟市など)
- ・上下水道課(福岡県古賀市)

2. 非常勤職員の実施の可否

実施対象	実施対象外
25.7%	74.3%

対象範囲の例

- ・テレワーク嘱託員として採用された職員(岐阜県岐阜市)

3. 実施方法

①テレワーク用の貸出用端末 (タブレットを含む)	②席上端末の 持ち帰りが可能	③私用端末(スマートフォン等) が利用可能
84.4%	19.2%	21.1%

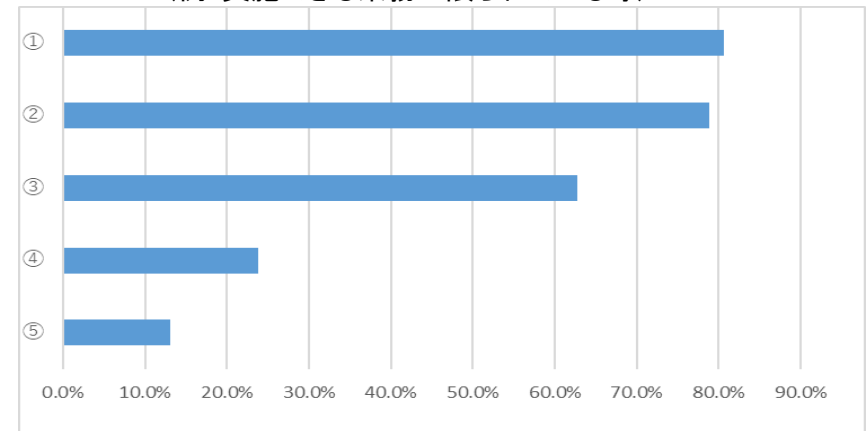
※複数回答可

未導入団体

- 【理由】
- ① 情報セキュリティの確保に懸念(80.6%)
 - ② 労務管理のルール整備が困難(78.8%)
 - ③ 導入コストがかかる(62.8%)
 - ④ どう進めてよいか分からない(23.8%)
 - ⑤ その他(13.0%)

(例:実施できる業務が限られている等)

※複数回答可



新型コロナウイルス対策等を踏まえた地方公共団体におけるテレワークの導入の推進について

(令和2年4月7日付け総務省自治行政局公務員部長・総務省官房総括審議官(情報通信担当)連名通知)

- テレワークは、職員一人一人のライフステージに合った働き方を実現できる「働き方改革」の切り札。さらに、今般の新型コロナウイルス感染症対策を通じて、社会全体でテレワークの重要性を再認識。
- 地方公共団体においても、テレワークを導入することで、感染拡大の未然防止を図るとともに、本来の職場を離れても引き続き業務に従事することを可能とし、行政機能の維持を図ることが重要。
- 4月7日に閣議決定された緊急経済対策等を踏まえ、地方公共団体におけるテレワークの導入に向けた支援を強化。

【参考】「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」
(令和2年4月7日閣議決定) (抄)

3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速

(前略) Society 5.0の実現を加速していくためにも、まさに、今回の危機をチャンスに転換し、デジタル・トランスフォーメーションを通じた社会変革を一気に加速する契機としなければならない。このため、(中略) 中小企業等のサイバーセキュリティ対策や、企業や地方公共団体によるテレワーク導入を促進するための相談体制を強化する。(後略)

<地方公共団体の課題>

- ・ 情報セキュリティの確保に懸念
- ・ どのように進めてよいか分からない

- ・ 職員の労務管理等のルール整備が困難

- ・ 導入コストが賄えない

<総務省の支援>

テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家
「テレワークマネージャー」による相談体制を強化

テレワークを導入済み団体の実施要領等を収集、
参考となり得る事例(※)を情報提供

※ 佐賀県、富山県、広島市

本年度より、テレワークの導入に係る経費について
特別交付税措置を実施(措置率0.5)

テレワークマネージャー事業

【テレワークマネージャー事業】

- テレワーク導入を検討する企業等に対し、**専門家が無料で相談対応**する事業
- システム、セキュリティ等に関し、**テレワークの導入に関するアドバイス**を実施

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、テレワークの一層の導入の促進を図るため、

- テレワークマネージャーを**増員**
- 申請者と**テレワークマネージャーのマッチングの迅速化**のためのシステムを構築を行い、テレワークマネージャー事業を拡充。



The poster features a blue header with the text '総務省 事業' (General Affairs Bureau Service) in a white circle. Below this, it says '令和2年度' (Reiwa 2nd Year) and 'テレワークマネージャー 相談事業' (Telework Manager Consultation Service). A small logo with the text '働くが変わる TEL@WORK' is in the top left. The main text reads: '新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークが注目されていますが、総務省では、テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家(テレワークマネージャー)が、無料でテレワーク導入に関するアドバイス等を行う「テレワークマネージャー相談事業」を実施しています。' (As a measure against the COVID-19 pandemic, telework is being highlighted. However, the Ministry of General Affairs is implementing a 'Telework Manager Consultation Service' where specialists with knowledge and know-how of telework provide free advice on telework introduction.)

Two yellow boxes provide details: 'テレワークを導入するにはどうすればいいの？ システムやセキュリティは？' (How should I introduce telework? What about systems and security?) and 'テレワークの専門家によるコンサルティング' (Consulting by telework specialists). The latter box notes that specialists provide free advice on telework introduction and offers '導入支援' (Introduction support) including free trials and selection of suitable companies.

The '相談実施期間' (Consultation Implementation Period) is shown as '令和2年 4月1日 水' (Reiwa 2nd Year, April 1st, Wednesday) to '令和3年 3月31日 水' (Reiwa 3rd Year, March 31st, Wednesday). Below this, it states '費用 コンサルティング費用は無料、通信料は利用者負担' (Fees: Consulting fees are free, communication costs are user's responsibility).

A Q&A section follows: 'Q テレワークマネージャー相談事業とは？' (What is the Telework Manager Consultation Service?) and 'A テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家(テレワークマネージャー)が、無料でWeb会議・電話または派遣訪問によるコンサルティングを実施します。働き方改革の導入の効果やテレワーク導入にあたってのICTツール、セキュリティ等に関する情報提供を行います。' (Specialists with telework knowledge and know-how provide free consulting via Web meetings, phone, or dispatch visits. We provide information on the effects of working style reform and telework introduction, including ICT tools and security.)

A small note at the bottom states: '※新型コロナウイルス感染症対策のため、状況によっては全国または一部地域での開催を中止し、Web会議・電話での相談のみとなる場合もございます。' (Note: Due to COVID-19 measures, we may suspend nationwide or regional events and provide consultations only via Web meetings and phone.)

地方公務員向けテレワーク導入に経費に係る特別交付税措置

地方公共団体における職員向けテレワークの導入に係る経費について特別交付税措置を講ずる。

1 対象団体

令和2年度に職員向けテレワークを導入する地方公共団体

(新型コロナウイルス感染症対策のため令和2年2月17日から令和2年3月31日に導入した場合についても、令和2年度算定の対象とする。)

2 対象期間

令和2年度

3 対象経費及び措置額の上限額

上限なし ※措置率0.5(財政力補正あり)

4 対象事業

テレワーク環境の構築に要する経費のうち、以下5に掲げる費用

5 対象経費

ICT 機器導入に係る費用、外部接続情報システム・コミュニケーションツールに係る費用、ソフトウェア費用、ライセンス費用、シンクライアント化等のセキュリティ対策に係る費用、サーバ設置費用、導入にあたってのサポート費用 等



テレワークの導入・推進に向けた今後の取組について

令和2年度の取組

新型コロナウイルスの感染症対応の中で明らかになったテレワークによる業務上・労務管理上の課題を整理し、対応策を調査研究した上で、地方公共団体での導入の参考になる情報提供を行い、地方公共団体のテレワークを推進する。

【具体的な内容(※一部取組中)】

- テレワークがうまく活用できた業務・活用できなかった業務を調査・整理
- テレワーク実施時における労務管理について、地方公共団体、民間企業のノウハウで効果的な取組を調査
- これらを踏まえた導入のステップを整理

上記取組を踏まえ、令和3年度も引き続き課題・対応策を調査研究し、情報提供

【参考】デジタル変革を通じた新しい地域と社会の構築(総務省重点施策2021)(抄)

I デジタル変革の加速による「新たな日常」の構築

1 国・地方を通じたデジタル・ガバメントの推進

[1]自治体DX(行政手続オンライン化、AI・RPAの活用、自治体情報システム標準化等)の推進

(1)自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

④地方公共団体におけるテレワーク

- ・ 地方公共団体におけるテレワークについて、職員の多様な働き方の実現に向け、その導入を推進するとともに、新型コロナ対応を踏まえた課題を整理し、テレワークの更なる推進に向けた対応策の調査研究、情報発信を行う。

【予算】地方公務員の働き方改革・女性活躍の推進に向けた情報発信 0.1億円(2年度 0.1億円)